

平成30年第7回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第4号	平成30年 8月27日	沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重 するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情	別紙写し のとおり	鳥取県西伯郡南部町福里83 沖縄と連帯するとっりの会 共同代表 石田 正義 ほか2名	総務教育常任委員会
第5号	平成30年 8月27日	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採 択についての陳情	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日南町花口1111 平和行進日野郡実行委員会 代表 福岡 正純	総務教育常任委員会



日南町 議会 議長

村上正広 様

沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう  
日本政府に求める意見書提出についての陳情

2015年 8月 27日

沖縄と連帯するとつとりの会

共同代表 石田正義

一盛 真

伊藤英司

事務局 〒683-0204 鳥取県西伯郡南部町福里83

平良忠弘 (電話 0859-57-6760)

#### 【陳情趣旨】

沖縄県は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、7月27日、翁長雄志知事（8月8日死去）が記者会見を行い、仲井真前知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回する意志を表明し、沖縄県は撤回の手続きに入っています

沖縄県は撤回の理由として、沖縄防衛局が環境保全対策を示さずに工事に着手するなど、事業者の義務に違反していることなどを指摘するとともに、沖縄防衛局が実施した地質調査で、辺野古の地盤が極めて軟弱であると判明したことなどもあげています。

これに対して政府側は賠償金請求や撤回取消し訴訟の提起など、法的措置で対抗する構えです。

政府が辺野古新基地をすすめる唯一の法的根拠は、2013年の仲井真前知事による「埋め立て承認」です。翁長雄志知事は、2015年に仲井真前知事の「埋め立て承認」には法的な瑕疵があるとしてこの「承認」を取り消しました。しかし、政府は沖縄県の声に耳を傾けることなく、工事の強制着工を進め今日に至っています。

こうした経過の中で、沖縄県は「公有水面埋め立て法」で定める知事権限を行使して前知事による「埋め立て承認」を撤回する意志を示しその手続きに入りました。沖縄県のこの決断は、沖縄県民の多数によって支持をされています。政府は、主権在民の憲法原理と1999年の地方自治法改正の本旨に添って、沖縄県の撤回の意志を尊重すべきです。

以上の趣旨に基づき、貴議会へ次の事項を陳情します。

#### 【陳情事項】

1. 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書を貴議会として提出していただくこと

以上の通り地方自治法の規定により陳情書を提出します。

沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう  
日本政府に求める意見書（案）

沖縄県は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、7月27日、翁長雄志知事（8月8日死去）が記者会見を行い、仲井真前知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回する意志を表明し、沖縄県は撤回の手続きに入っています

沖縄県は撤回の理由として、沖縄防衛局が環境保全対策を示さずに工事に着手するなど、事業者の義務に違反していることなどを指摘するとともに、沖縄防衛局が実施した地質調査で、辺野古の地盤が極めて軟弱であると判明したことなどもあげています。

これに対して政府側は賠償金請求や撤回取消し訴訟の提起など、法的措置で対抗する構えであると報じられています。

政府は、2013年の仲井真前知事による「埋め立て承認」を、辺野古新基地建設を進める法的根拠にしていますが、翁長雄志知事は2015年に仲井真前知事の「埋め立て承認」には法的な瑕疵があるとしてこの「承認」を取り消しました。しかし、政府は沖縄県のこの声に耳を傾けることなく、工事の強制着工を進め今日に至っています。

こうした経過の中で、沖縄県は「公有水面埋め立て法」で定める知事権限を行使して仲井真前知事による「埋め立て承認」を撤回する意志を示し、その手続きに入りました。沖縄県のこの決断は、沖縄県民の多数によって支持をされています。

当議会は、日本政府が主権在民の憲法原理と1999年の地方自治法改正の本旨に則り、沖縄県の「辺野古沿岸埋め立て承認」撤回の意志を尊重するよう求める意見書を、地方自治法99条に基づき提出するものです。

内閣総理大臣	安倍晋三殿
防衛大臣	小野寺五典殿
国土交通大臣	石井啓一殿
環境大臣	中川雅治殿
総務大臣	野田聖子殿
官房長官	菅 義偉殿

2018年 月 日

議会議長



2018年8月27日

日南町議会  
議長 村正弘 様

平和行進日野郡実行委員会  
代表 福岡正純



〒689-5661 電話 0859-83-0172  
鳥取県日野郡日南町花口 1111

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情

### 【陳情の趣旨】

国際法上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、昨年(2017年)7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、同年12月10日にはノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の開発、実験、生産、製造および保有、貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締約国に対し自国の領域または自国の管理もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配備し設置することを禁止しています。

広島、長崎の平和祈念式典では日本政府に対して、ヒバクシャの悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる「核兵器禁止条約」の早期発効に向けて行動するよう求めました。

かつて日南町議会は『非核平和の町宣言に関する決議』を挙げ、「核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴える。」と宣言されています。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論にこたえて、唯一の戦争被爆国である日本こそ率先して取り組み、国際社会をリードすべきであると考えます。

よって日南町議会が地方自治法第99条に基づき政府に意見書を提出されるよう陳情します。

### 【陳情項目】

1. 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名と批准をすることを求める意見書を提出されるよう陳情します。

## 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書(案)

国際法上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、昨年(2017年)7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、同年12月10日にはノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の開発、実験、生産、製造および保有、貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締約国に対し自国の領域または自国の管理もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配備し設置することを禁止しています。

広島、長崎の平和祈念式典では日本政府に対して、ヒバクシャの悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる「核兵器禁止条約」の早期発効に向けて行動するよう求めました。

かつてわが町の議会は『非核平和の町宣言に関する決議』を挙げ、「核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴える。」と宣言しています。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論にこたえて、唯一の戦争被爆国である日本こそ率先して取り組み、国際社会をリードすべきであると考えます。

よって当議会は地方自治法第99条に基づき「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」政府に提出します

2018年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
衆議院議長 大島理森 様  
参議院議長 伊達忠一 様

議会